

土壌汚染対策法の改正について

株式会社フジタ 土木本部 土木エンジニアリングセンター
土壌環境部 阪本 廣行

1. はじめに

土壌汚染対策法は平成14年5月29日に公布され、平成15年2月15日から施行された。その後、平成22年4月に土壌汚染対策法の改正が行われ、一定規模以上の土地の形質変更に対して届出が義務付けられることにより、調査対象となる土地が拡大されるとともに、自然的原因により基準を超えた重金属等を含む土壌に対しても、人為由来と同様に規制の対象となった。

この平成22年の法改正から5年が経過したことから、平成27年12月に環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の土壌汚染対策の在り方について諮問が行われた。それを受け、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で検討が行われ、その結果が平成28年12

月12日に中央環境審議会から環境大臣対し、「今後の土壌汚染対策の在り方について（第1次答申）」として答申された。答申を受けて、政府は本法律案を作成し、平成29年3月3日に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」として閣議決定した後、第193回国会に提出され、同年5月12日に参議院本会議において可決・成立し、同年5月19日に改正土壌汚染対策法が公布された。

なお、本法律は、2段階に分けて施行され、第1段階は平成30年4月1日に、第2段階は平成31年4月1日に施行された。

2. 改正の概要

改正の主なポイントは、法第4条の申請における迅速化、および調査や措置等施行における合理化などがあげられる。また、自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壌の移動が一定の条件のもと可能となり、自然由来の基準不適合土壌および埋立材由来の基準不適合土壌の取扱いの合理化や有効利用が可能となった。

以下に主な改正の概要を示す。

2. 1 調査および区域指定に係る事項

- 1) 法第4条第1項による土地の形質の変更の届出と同時に、法に則った方法で事前に行った土壌汚染状況調査結果を合わせて報告できるようになった。これによって、施行までの時間の短縮が図れるようになった。（第1段階施行）
- 2) 一時的免除中（法第3条第1項ただし書きによる）、および特定有害物質使用特定施設を有する操業中の工場等の敷地における土地の形質の変更に関しては、900m²以上の土地の形質の変更において、その土地の形質の変更に関して届出が必要となった。
- 3) 平成24年6月以降に水質汚濁防止法第12条の4に規定された地下浸透防止措置が施され、点検が

適切に行われている場所については、その部分を「汚染のおそれがないと認められる土地」に分類し、試料採取等が不要となった。

- 4) 臨海部の工業専用地域など、その区域の地下水流向下流部に飲用井戸がないなど、人の健康に係る被害が生ずるおそれのないと考えられる土地においては、産業活性化及び土地の有効利用のためにも、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、以下の特例制度が設けられた。
臨海部において、形質変更時要届出区域に指定されている区域で、一定の要件を満たした場合、その区域内における土地の形質の変更は事前の届出を要せず、一年ごとに、その期間中に行った形質の変更に関する事項をまとめて都道府県知事に届け出ればよい「臨海部特例区域」が創設された。
- 5) 土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査の試料採取等深さを、原則最大10mまでではあるが、最大形質変更深さより1mを超える深さにある汚染のおそれを試料採取等の対象としないことができることとなった。この深度の限定は単一区画や30m格子、土壌ガスの検出範囲など、1つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲

ごとの最大掘削深さより1 m深い深さとなる。また、将来、より深い深さまで掘削する必要が生じた場合は、再度掘削深さに応じた調査が必要となる。

- 6) 要措置区域の指定に係る基準の内、特定有害物質を含む地下水が到達しうる範囲を特定し、その範囲内に飲用井戸が存在するか否かにより、都道府県知事が指定を判断することになっている。

この、到達距離に関して、従来は環境省の通知で示されている一般値を用いていたが、改正法では、環境省のHPに示されている計算ツールを用いて個別に計算された到達距離も採用できることになった。

- 7) 第1種特定有害物質の調査において、分解生成物を有する特定有害物質、あるいはその分解生成物が土壌ガス調査で検出された場合には、ボーリング調査時にその特定有害物質およびその分解生成物を試料採取等対象物質とすることとなった。

(表-1 参照)

- 8) 認定調査は、旧法では全ての特定有害物質について試料採取・測定が必要とされていたが、改正法では、認定調査は区域指定対象物質のみでよいこととなった。ただし、認定調査時地歴調査において、新たに汚染の恐れが確認された場合などは、当該物質を試料採取等対象物質に追加することになる。

2. 2 要措置区域等における対策に関する事項

- 1) 要措置区域における都道府県知事の指示措置に関して、措置実施者は汚染除去等計画の作成・提出が義務付けられた。提出した汚染除去等計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、変更届の提出が必要となり、都道府県知事の確認を受けなければならないこととなる。また、措置の工事が完

表-1 特定有害物質とその分解生成物

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類(分解生成物)
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン、 トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

了したときは、工事完了届を、さらに、全ての措置が完了した場合には措置完了届を提出しなくてはならなくなった。

- 2) 要措置区域で措置を実施する場合、土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接している場合、一部条件を除き、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら措置を行うことが定められた。また、形質変更時要届出区域においても、土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接している場合、要措置区域と同様の施行方法が採用できることとなった。(図-1 参照)

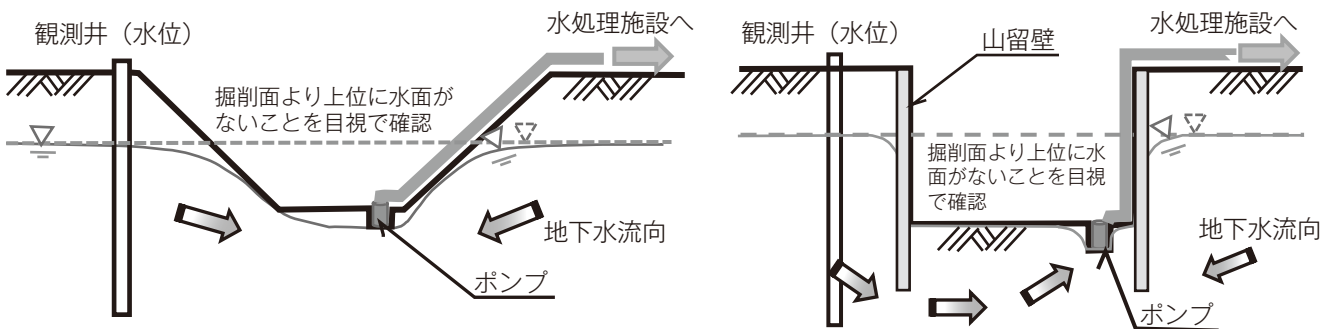


図-1 地下水位を管理し水質を監視しながら施行のイメージ

2.3 汚染土壌の運搬に関する事項

旧法においては、一の指定区域から汚染土壌を搬出する場合は、汚染土壌処理業の許可施設に搬出しなければならなかったが、以下の1)、2)に関しては、汚染土壌処理業の許可施設以外の土地への搬出が可能となった。

- 1) 図-2のように同一事業地内で飛び地となっている指定区域（A、B）間の汚染土壌の移動が、一定の条件のもと可能となり、汚染の除去措置等

の工事が容易になる場合があると考えられる。（図-2 参照）

- 2) 自然由来等形質変更時要届出区域（自然由来特例区域および埋立地特例区域）の汚染土壌も、汚染状態が同様である等、一定の条件のもと、それぞれの区域間での移動が可能となった。これにより、自然由来等土壌の有効利用も可能となった。（図-3 参照）

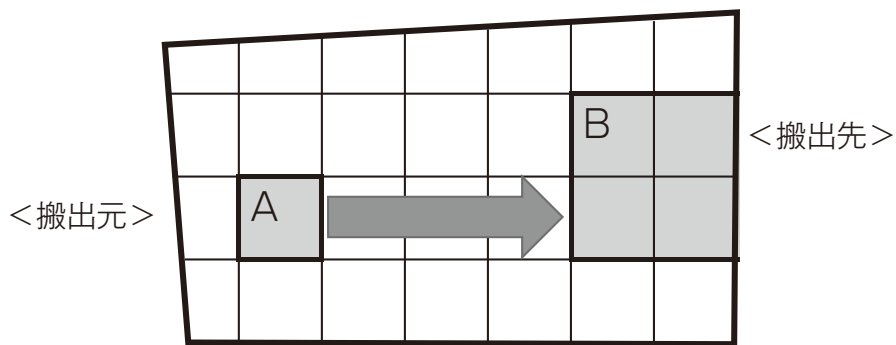


図-2 同一事業地内における飛び地間の土壌の移動のイメージ

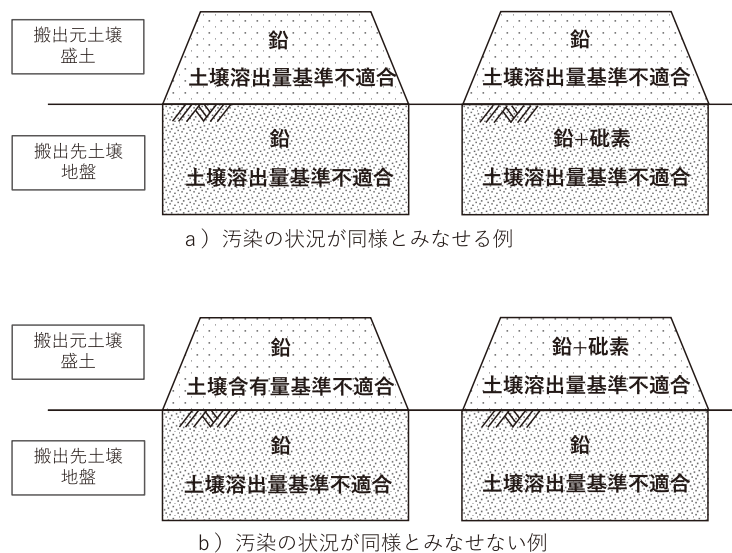


図-3 区域間移動における汚染状態が同様である基準の考え方

2. 4 土壤汚染処理施設に関する事項

自然由来等土壤の有効利用を目的として、「自然由来等土壤構造物利用施設」および「自然由来等土壤海面埋立施設」が新設、追加された。「自然由来等土壤構造物利用施設」は、自然由来等土壤を港湾の堤防や道路の盛土等に利用することを想定したもので、当該自然由来等土壤、特定有害物質等の飛散・流出、および地下への浸透による新たな地下水汚染の防止措置が

講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限るとされている。

地下水汚染を防止する措置は、利用施設に搬入する土壤の汚染状態や、利用施設の地盤性状等周辺環境へのリスクに応じた構造基準が定められており(図-4、表-2参照)、クラス1では施設の地盤の土壤の重金属等の吸着能を期待したものになっている。

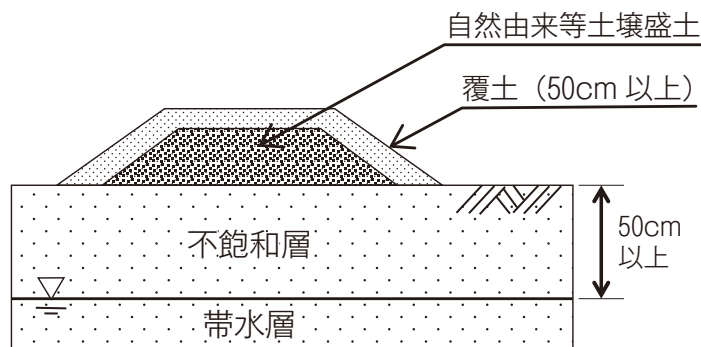


図-4 自然由来等土壤構造物利用施設の構造例 (クラス-1の場合)

表-2 自然由来等土壤構造物利用施設の地下水汚染防止措置

呼称	自然由来等土壤の汚染状態	地下水汚染防止措置
クラス1	1-A 鉛の土壤溶出量が0.30mg/L未満または、カドミウムが0.075mg/L未満であり、施設を設置する土地の土壤のpHが5.0以上の場合	自然由来等土壤盛土の底面から帯水層までの不飽和層の距離を50cm以上に保つこと。 不溶化や遮水工などは不要 クラス2の措置も可 (上記の距離が確保できない場合など)
	1-B 1-Aを除く自然由来等土壤	環境省の提供する計算ツールを用いて底面から帯水層までの不飽和層の距離を算定、その距離を保つこと。 不溶化や遮水工などは不要 クラス2の措置も可 (上記の距離が確保できない場合など)
クラス2	上記クラス1以外の場合	自然由来等土壤が帯水層に接しないこと及び、不溶化処理又は遮水工を施すこと

※クラス1で埋立地特例区域の土壤を利用する場合にあっては、クラス2の汚染状態とみなした措置を講ずる必要がある。

3. おわりに

今回の改正土対法では、ここで紹介した事項以外にも多くの改正がなされており、特に土壤汚染状況調査や認定調査に係る事項や、区域に指定に係る事項、さらに、要措置区域等における措置の実施など合理化などが図られている。

土壤汚染対策法の技術的内容や、調査に係る方法など詳しい内容は、環境省のHPから「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」、「汚染

土壤の運搬に関するガイドライン」、「汚染土壤の処理業に関するガイドライン」、「指定調査機関に関するガイドライン」を必要に応じて参照されたい。また、法の改正内容については環境省HPの「改正土壤汚染対策法について」(平成31年4月1日施行)(環境省水・大気環境局土壤環境課説明資料)に詳しく解説されているので参照されたい。